



KPMG Monthly Special Academy

～タイの会計税務法律の基礎講座～

第2回 会計・会社法・関税・個人所得税

11月19日(金) 14:00-15:45 (タイ時間)

Cisco WebEx



三浦 一郎
Audit
Partner



宮田 一宏
Audit
Partner



中島 悠史
Audit
Associate Director



養毛 徹
Audit
Associate Director



伊藤 進
Tax
Director



金澤 学
Tax
Associate Director

KPMG Institute Thailand

～タイの会計税務法律の基礎講座～

第2回 会計・会社法・関税・個人所得税

本日の予定

時間(タイ時間)	項目	講師
14:00 – 14:05	ご挨拶	蓑毛
14:05 – 14:25	タイの会計の基礎	中島
14:25 – 14:55	会社法の基礎	宮田
14:55 – 15:00	<休憩>	
15:00 – 15:20	関税の基礎	金澤
15:20 – 15:40	個人所得税の基礎	伊藤
15:40 – 15:45	まとめ	三浦

KPMG Institute Thailand

講師紹介

会計担当



中島 悠史

**Associate
Director, Audit**
日本国公認会計士

- 2007年7月にあずさ監査法人に入所。
- 日本国内において、電気機器、電子部品、建設業等のUSGAAP、IFRS、日本基準に基づく会計監査に従事。
- 2019年6月より、KPMG バンコク事務所の監査部門に赴任。

会社法担当



宮田 一宏

Partner, Audit
米国公認会計士

- 2000年10月に朝日監査法人（現あずさ監査法人）東京事務所入所。
- 日本国内において、主に、ソフトウェアメーカー、総合商社等の会計監査及びデューデリジェンス業務に従事。
- 2009年7月よりKPMGバンコク事務所に赴任。

関税担当



金澤 学

**Associate
Director, Tax**
日本国公認会計士
(現在未登録)

- 2008年大手税理士法人入所。10年以上にわたり移転価格税務に携わる。
- 主に日系多国籍企業に対するサービスを中心に行っており、移転価格調査、二国間協議、事前確認、移転価格ポリシーの構築および文書化などの多数の移転価格事案に携わる。
- 2021年よりKPMGバンコク事務所の移転価格専門家として実務に従事。

個人所得税担当



伊藤 進

Director, Tax
日本国税理士
(現在未登録)

- 2003年にKPMG税理士法人に入所。主に外資系金融機関及び投資ファンド等における税務コンプライアンス及び、アドバイザリー業務に従事。
- KPMGバンコク事務所に2009年から2011年まで在籍し、2012年から2014年まではKPMGインドに駐在、現在に至る。
- 主に日系企業に対してタイの税制・法制度に関するアドバイザリー、現地法人設立や組織再編等の法務・税務手続支援、BOI関連の業務に従事。

KPMG Thailand

新任紹介



蓑毛 徹

Associate Director, Audit

日本国公認会計士

- 2007年にあずさ監査法人東京事務所に入所。日本国内において、主に通信事業会社、石油開発・生産事業会社、製薬会社等の会計監査の他、IFRSコンバージェンス、財務デューデリジェンス業務に従事。
- 2015年7月よりKPMGバンコク事務所に赴任し、税務・法務業務に従事し、2016年7月より税務・法務部門から監査部門へ異動し、多種多様の業界の日系企業の監査業務及びコーディネーション業務に従事。
- 2019年7月にあずさ監査法人に帰任後、2021年11月にKPMGバンコク事務所に転籍して現在に至る。



タイの会計の基礎

中島 悠史

Associate Director, Audit

タイの会計の基礎

- 1 タイ国会計基準の概要
- 2 親会社報告用の財務諸表
- 3 TFRS for NPAEsの全体像
- 4 個別論点

1. タイ国会計基準の概要

タイ国会計基準は、タイ会計士連盟（ Federation of Accounting Professions、FAP）が設定主体となり、財務諸表を作成する企業が公的説明責任を有するか否かによって適用すべき会計基準を2つに分けて設定されている。

TFRS for PAEs

Thai Financial Reporting Standards
for Publicly Accountable Entities

上場企業、金融機関等の公的説明責任を負う企業
(Publicly Accountable Entities =PAEs)

国際財務報告基準(IFRS)の主要な会計基準がコンバージェンスされたもので、IFRSとほぼ同等の会計基準

*IFRSの適用開始日より通常1年遅れて適用

TFRS for NPAEs

Thai Financial Reporting Standard
for Non-Publicly Accountable
Entities

上記以外の企業
(Non-Publicly Accountable
Entities =NPAEs)

IFRSとほぼ同等の基準を適用する場合の実務負担を考慮し、TFRS for PAEsに比べて簡便的な会計処理を容認



日系企業のタイ子会社は、一般的に、TFRS for NPAEsを適用して法定監査財務諸表を作成する。

2. 親会社報告用の財務諸表

在タイ日系企業は、法定財務諸表に加えて、日本の親会社に決算報告を行う必要がある。その際、在タイ日系企業の多くが法定財務諸表をIFRSに準拠したものに組み替えたうえで、日本の親会社へ提出することが求められる。



法定財務諸表

上場企業、金融機関等の公的説明責任を負う企業(PAEs)であるか？

Yes

No

TFRS for PAEs

TFRS for NPAEs



親会社報告用 財務諸表

親会社が準拠している会計基準は米国会計基準 (USGAAP) 以外か？

Yes

No

IFRS

USGAAP



グループ内の会計処理は原則として統一する必要があるが、「企業会計基準委員会 実務対応報告第18号」にて、IFRS又はUSGAAPにて作成された財務諸表を連結決算に取り込むことが容認されている。（日本基準への組替は実務上行われないことが一般的）

※ただし、「のれんの非償却」、「退職給付会計の未認識差異の処理」、「開発費の資産計上」、「固定資産/投資不動産の時価評価」及び「FVOCIに指定された株式の公正価値変動」の5項目については、IFRSの会計処理を適用せず、日本基準と同様の処理に修正する。

3. TFRS for NPAEsの全体像 1/2



親会社報告用の財務諸表では、NPAEに基づいて作成された財務諸表から、IFRSとの差異を調整する必要がある。
ただし、税効果会計・長期従業員給付は、TAS12・TAS19を任意適用することも可能。

章	トピック
1	背景及び目的
2	適用範囲
3	基本概念
4	財務諸表の表示
5	会計方針及び会計上の見積りの変更、誤謬の修正
6	現金及び現金同等物
7	売掛金
8	棚卸資産
9	投資
10	有形固定資産
11	無形資産

その他包括利益の概念が導入されていない
(⇔IFRS第1号)
キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表、
関連当事者開示（任意適用は可能＝
IAS第7号、IFRS第10号、IAS第24号）

投資の評価は取得原価＋減損モデル。ま
た、デリバティブ取引の会計処理は規定され
ていない
(⇔IFRS第9号)

耐用年数を確定できない無形資産は10年
で償却。(⇔IAS第38号)

3. TFRS for NPAEsの全体像 2/2

章	トピック
12	投資不動産
13	借入費用
14	リース
15	法人所得税
16	引当金、偶発負債及び偶発資産
17	後発事象
18	収益
19	不動産販売による収益
20	工事契約
21	外国為替レート変動の影響
22	移行日および発効日

ファイナンス・リース、オペレーティング・リースの区分あり
(⇔ IFRS第16号)

税効果会計の適用は要求されていない
(任意適用は可能 = IAS第12号)

企業の最善の見積りで計上するため、年金数理計算は必ずしも要求されていない
(任意適用は可能 = IAS第19号)

IAS第18号に基づいた収益認識が求められる (⇔IFRS第15号)

4. 個別論点

リース会計

NPAEでは、日本基準と同様に、リース契約はファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類される。
借手は、ファイナンス・リースはリース資産・負債を計上し、オペレーティング・リースは賃貸借処理。

ファイナンス・リース

オンバランス処理

オペレーティング・リース

オフバランス処理

以下の要件で判定
1. 現在価値基準
2. 経済的耐用年数基準

使用权資産とリース負債を計上

(短期リースと少額リースを除く)

サービス契約として役務受領に伴い費用処理

サービス契約であっても、借手が特定された資産を支配していればリースに該当する

PPA (Power Purchase Agreement)

4. 個別論点

税効果会計

TAS第12号の任意適用可。 NPAEは2つのパターンに分類される。

税効果会計

適用なし

TAS第12号を任意適用

TAS第12号に基づき繰延税金資産・負債を計上

税効果会計

IAS第12号に基づき繰延税金資産・負債を計上

実務上の留意点

- BOI等による免税恩典がある場合、計算そのものの複雑性が高い。また、回収可能性の検討も複雑なものとなる。
- 法人税申告書（PND.50）には別表五に相当する留保された一時差異の明細が存在しないため、Excel等で一時差異を網羅的に把握する必要がある。

4. 個別論点

退職給付会計

TAS第19号の任意適用可。 NPAEは 3つのパターンに分類される。

最善の見積りとして、数理計算を行わずに、
長期従業員給付を見積計上

数理計算上の差異
発生しない

最善の見積りとして、数理計算に基づき、
長期従業員給付を見積計上

数理計算上の差異
PL

TAS第19号を任意適用し、数理計算に基づき、
長期従業員給付を見積計上

数理計算上の差異
純資産（利益剰余金）

数理計算に基づき
長期従業員給付を見積計上

数理計算上の差異
OCI

実務上の留意点

- 会計基準の差異に起因する問題ではないが、数理計算に基づく場合は、期末日に割引率等の変動の影響を感応度分析（Sensitivity Analysis）によって確認し、重要性が認められる場合は、数理計算レポートの数字を調整して会計処理する必要がある。



会社法の基礎

宮田 一宏

Partner, Audit

会社法の基礎

1. タイの日系企業を取り巻く主な法律
 2. 民商法典の構成
 3. 資本制度
 4. 会社の機関
 5. 決算手続
 6. 配当・準備金
 7. 増資・減資・合併・清算
- 参考資料： 会社登記書類

1. タイの日系企業を取り巻く主な法律

利害関係者



主な法律

民商法典

外国人事業法

タイ投資委員会の投資奨励法

歳入法

工場法

土地法

タイ工業団地公社の投資奨励法

関税法

労働者保護法

外国人就労法

移民法

日タイ租税条約

2.民商法典（Civil & Commercial Code）の構成

I	総則(General Principles)			
II	義務(Obligation)			
III	各種契約(Specific Contracts)			
	第1編	販売 (Sale)	第12編	抵当 (Mortgage)
	第2編	交換 (Exchange)	第13編	担保 (Pledge)
	第3編	贈与 (Gift)	第14編	倉庫 (Warehousing)
	第4編	賃貸 (Hire of Property)	第15編	代理 (Agency)
	第5編	割賦購入 (Hire-Purchase)	第16編	仲介 (Brokerage)
	第6編	役務提供 (Hire of Services)	第17編	和解 (Compromise)
	第7編	請負 (Hire of Work)	第18編	賭博 (Gambling and Betting)
	第8編	運送 (Carriage)	第19編	相殺 (Current Account)
	第9編	貸与 (Loan)	第20編	保険 (Insurance)
	第10編	預託(Deposit)	第21編	手形小切手 (Bills)
	第11編	保証 (Suretyship)	第22編	パートナーシップ及び会社 (Partnerships and Companies)
			第1章	総則 (General Provisions)
			第2章	普通パートナーシップ (Ordinary Partnerships)
			第3章	有限パートナーシップ (Limited Partnerships)
			第4章	非公開株式会社 (Limited Companies)
			第5章	清算 (Liquidation of Registered Partnerships, Limited Partnerships and Limited Companies)
IV	財産(Property)			
V	家族(Family)			
VI	相続(Succession)			

3-1. 資本制度-概要

主な特徴

- ・法律上は最低資本金の要件なし
- ・分割払込が認められている
- ・原則、額面・記名式株式の発行
- ・公募増資の禁止(*)
- ・債務の株式化の禁止(*)
- ・自己株式保有の禁止(*)

(*) 商務省は民商法改正案を提出しており今後改正の可能性あり



株主総会

資本総額（増資額）を決定



取締役会

株主に対して引受株式の
未払い部分の払込催促



会社

原則額面発行
記名式株券

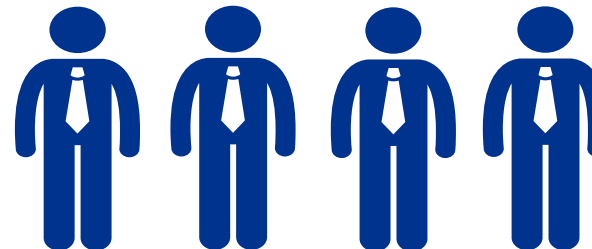


第3者割り当て増
資は認められない。

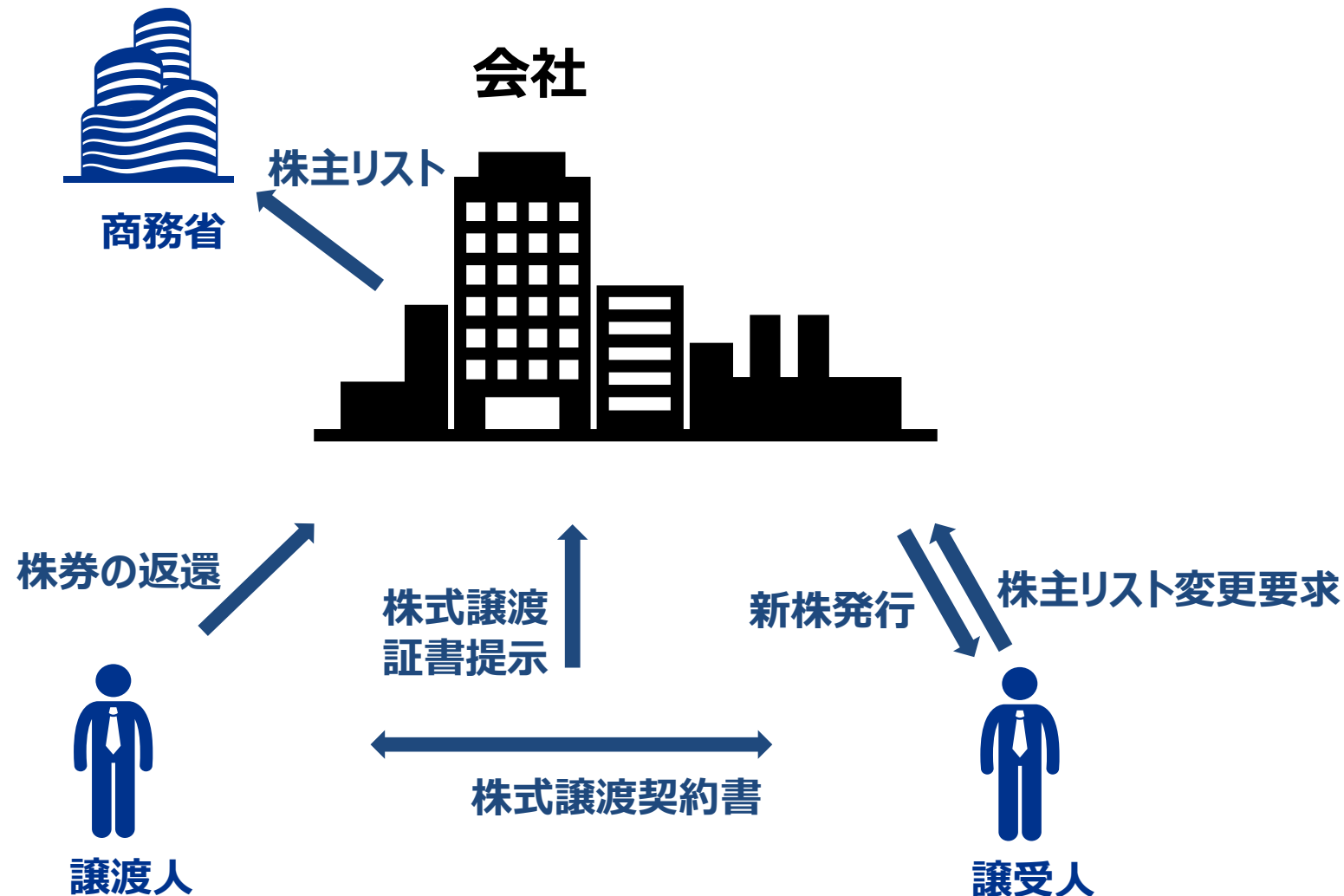


引受額の25%
以上払込

既存株主



3-2. 資本制度-株式譲渡の手続



- ・原則、自由に譲渡可能。
(定款もしくは附属定款で譲渡制限を設けることは可能)

- ・以下の手続を行なわないと、新株主は会社もしくは第3者に対抗できないことになりうる。

- 1) 株式譲渡を示す文書作成
譲渡人の氏名及び署名、譲受人の氏名及び署名、証人の署名、譲渡された株式の数
- 2) 株主リストの更新

3-3. 資本制度-株式に係る主な規定

株式の発行

- ❑ 1株5バーツ以上の額面株式(1117条)
- ❑ 額面より低い価格での発行はできない(1105条)
- ❑ 額面より高い価格での発行は基本定款に定めがあれば可能(1105条)
- ❑ 現物出資可能(1108条⑤)
- ❑ 相殺によって払込に代えることは不可(1121条)
- ❑ 優先株式の発行可能(1108条)
- ❑ 公募の禁止 (1102条)
- ❑ 自己株式の所有・質受はできない (1143条)

株券

- ❑ 株券の交付義務 (1127条)
- ❑ 原則として記名式株券。付属定款に定めがあり、全額払込済の場合は無記名式株券も発行可能 (1134条)
- ❑ 株券の記載事項 (1128条)
社名、株式番号、株主氏名、取締役署名、額面金額、一部払込既未了の場合には払込額
- ❑ 株主の死亡や破産の場合、株券と証拠書類をもって、株主名簿の書換が可能 (1132条)

株式の払込

- ❑ 分割払込が可能。最初の払込は引受額の25%以上であること (1110条)
- ❑ 取締役は事前の書留通知を出せば未払込部分の払込催告がいつでも可能 (1120条)
- ❑ 払込催告の指定日以降も払込ない場合は、利息が発生する (1122条) 最終的には株式を没収・競売することも可能 (1124条)

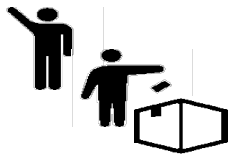
株式の譲渡

- ❑ 付属定款に別段の定めのない限り、会社の同意なく譲渡可能 (1129条)
- ❑ 譲渡の効力は、会社や第三者に対しては、株主名簿の書換・登記が必要 (1129条)
- ❑ 譲渡契約書の記載事項 (1129条)
譲渡人・譲受人署名、立会人署名、対象株式数
- ❑ 株式分割はできない (1118条)
- ❑ 株式交換や株式併合の制度はない

4-1.会社の機関-概要



4-2.会社の機関-株主総会に係る主な規定

株主総会の種類と開催要件		
	定時株主総会	臨時株主総会
開催要件 	年1回、期末日後4ヶ月以内 に開催すること（1117条、1197条）	○ 取締役がいつでも招集可能（1172条） ○ 20%以上の株式を所有する株主も開催要求可能（1173条） ○ 登録資本の半分を欠損した場合には、取締役は遅滞なく開催する必要あり（1172条）
決議事項		
	普通決議事項	特別決議事項
招集通知	開催 7日前まで に新聞広告及び通知すること（1175条）	開催 14日前まで に新聞公告及び通知すること（1175条）
決議事項	○ 取締役の選任・解任と報酬（1150条、1151条） ○ (会計)監査人の選任と報酬（1209条、1210条） ○ 財務諸表及び利益処分（1197条、1201条）	法定の特別決議事項 ① 基本定款・付属定款の変更（1145条） ② 増資・減資（1220条、1224条） ③ 解散・合併（1236条、1238条） ④ 公開株式会社への組織変更
議決権	出席株主の議決権の 過半数以上 の賛成多数で可決	出席株主の議決権の 3/4以上 の賛成多数で可決（1194条）
決議方法 	■ 挙手による方法と投票による方法がある。挙手の場合は出席株主1名につき1議決権、投票の場合は原則として1株につき1議決権（1182条）：挙手の場合、出席者1名あたり1票となるため、資本多数決とする場合には、定款等にその旨を明記する必要あり。 ■ 代理人による議決権行使も可能（1187条） ■ 株主総会決議に瑕疵がある場合、株主は裁判所へ取消を求めることが可能（1195条）	

4-3. 会社の機関-取締役に係る主な規定

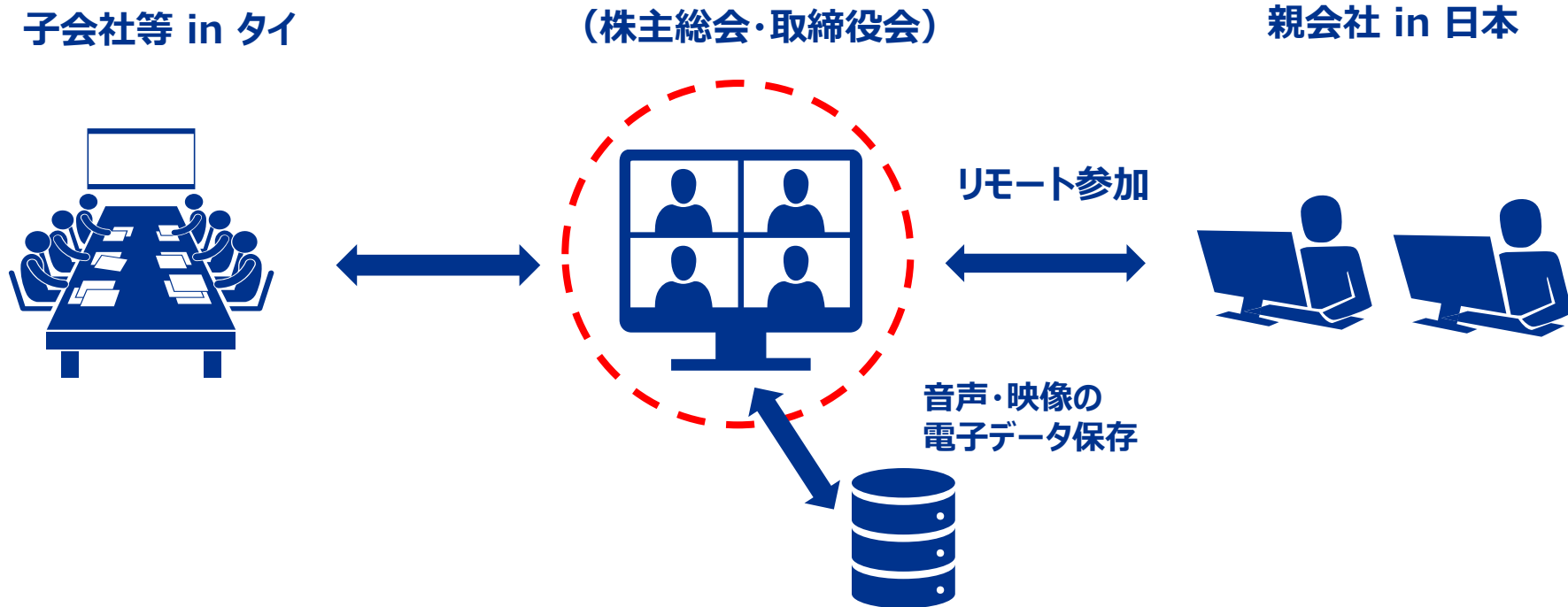
取締役に係る主な規定	
	概要
取締役	■ 取締役は1名以上 ■ 登記上は、以下の2種類のみ。代表権は、会社の代表として署名する権利を意味する。 ・代表権のある取締役(Authorized Director) ・代表権のない取締役(Non-authorized Director) ■ 取締役としての資格に瑕疵があった場合でも、その者が第三者に対して行った行為は、正当な取締役が行った行為として有効（1166条） ■ 代表権のない取締役が行った行為に関する表見代表取締役規定はないが、類推適用はありうる
取締役会	■ 取締役会の設置は任意。開催時期や決議事項に関する規定はなく、設置する場合、付属定款で定めるのが一般的
任期	■ 最長3年。毎年度の最初の株主総会において、1/3（又は1/3に最も近い数）の取締役が退任すること（1152条）。ただし退任したものを再び選任することも可能 ■ 株主総会はいつでも取締役を解任可能（1156条）
取締役の責任	■ 以下の事項について、取締役は連帯で責任を負う（1168条） 1.株主に資本金の払込を遂行させる、2.法律が定める帳簿と書類の適切な作成と保管、3.法律の定めに従う適正な配当と金利の分配、4.株主総会の決議に従う適切な執行、5.競合瑕疵（該当する業務を行う場合、株主総会の承認を必要とする） ■ 取締役が株主総会の承認を受けず行った行為によって会社が損害を被った場合、会社・株主・会社債権者は、当該取締役に対して損害賠償を請求可能（1169条） ■ 株主総会の承認得て取締役が行った行為については、会社並びに承認した株主に対する責任を負わない。承認しなかった株主は、当該株主総会開催日より6ヶ月以内に限り、損害賠償を請求可能（1170条）



4-4.テレビ会議による取締役会および株主総会

開催要件（主催者の義務）

- 会議の開催前の会議出席者の本人確認
- 会議出席者が挙手及び投票を含む議決権行使の確保
- 音声又は音声と映像の電子データによる記録及び保存
- 議事録の作成及び保存
- すべての会議出席者の交信記録を議事録として保管

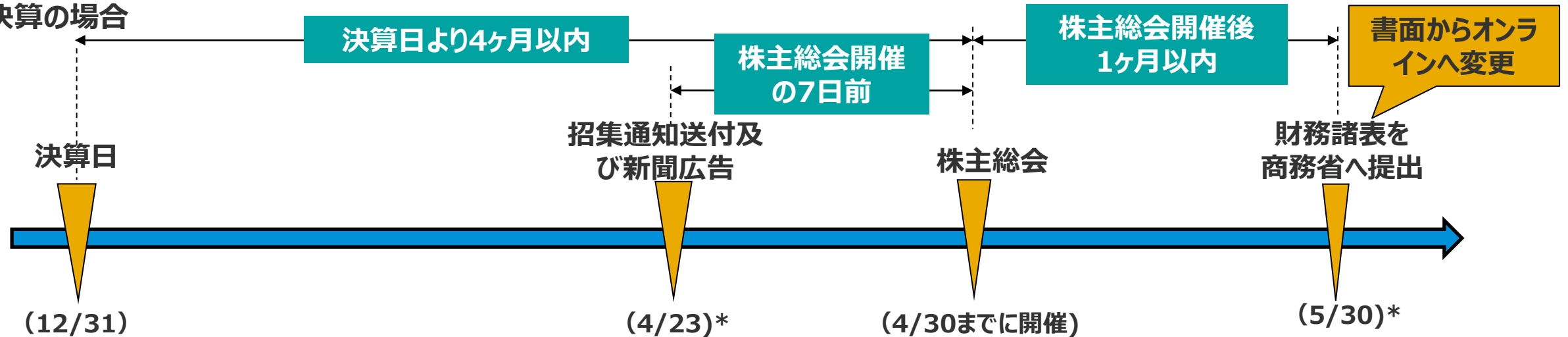


※ 2020年4月に、電子的方法による会議（テレビ会議）に関する規制緩和により、参加者の所在場所・国に関する物理的な出席要件が撤廃され、リモートでの会議開催が可能となり、日系企業にとって利用しやすい制度となりました。

5.決算手続

非公開会社の開示業務スケジュール

例) 12月末決算の場合



*株主総会を4/30と仮定した場合

<決算に係る手続>

- 年に1度、当該会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書を作成すること (1196条)
- (会計) 監査人による監査を経て、**期末日より4ヶ月以内**に、株主総会に提出すること (1197条)
- 取締役は、当該会計年度に係る事業の報告書を作成すること (1198条)
- 株主総会開催日の3日前までに、株主名簿記載の株主に、財務諸表の写しを送付すること (1197条)
- (会計) 監査人は、株主総会において財務諸表に関する意見表明をすること (1214条)
- 株主総会において採択された財務諸表につき、取締役は、当該**株主総会より1ヶ月以内**に、商務省へ提出すること (1199条)

6-2. 配当・準備金-配当に係る主な規定

配当

- ❑ 原則として株主総会決議を経ること（1201条）取締役が、会社の利益が配当するだけ十分にあると判断した場合は株主総会決議を経ずに期中配当を実施可能（1201条）
- ❑ 損失がある場合は、それが補填されるまで配当はできない（1201条）
- ❑ 利益がないにもかかわらず配当が実施された場合は、会社債権者は、会社に対して配当返還請求が可能。
ただし、善意の株主には、返還義務はない（1203条）
- ❑ 配当対象となる株主は、定時株主総会に出席する権利を有する株主であると解されている 会社は定時株主総会直前14日間株主名簿を閉鎖できる。（第1131条）

当期純利益	THB 100,000
未処分利益	THB 1,000,000

↓
配当可能

当期純損失	THB ▲100,000
未処分利益	THB 800,000

↓
配当可能

当期純利益	THB 100,000
未処分損失	THB ▲500,000

↓
配当不可

配当金の支払期限の導入（2017年4月改正）

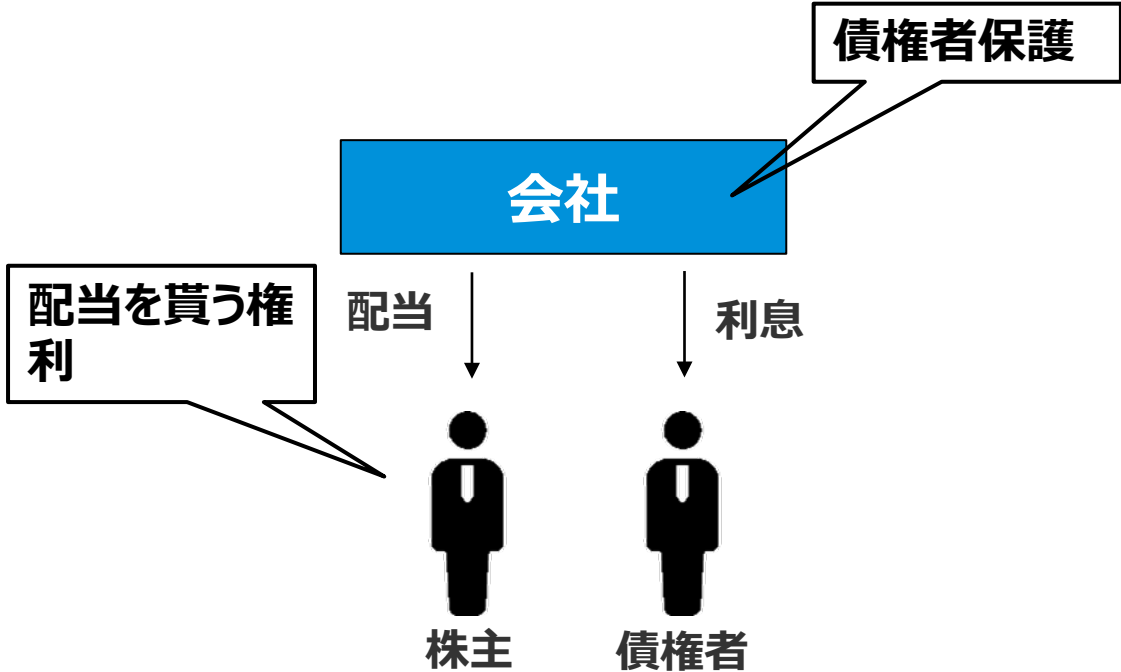
- ❑ 従来は配当金の支払について期限の定めはなかったが、民商法の1201条が改正され、株主総会または取締役会において配当決議を行った場合、その決議日から1ヶ月以内に配当金の支払いを行わなければならない旨の規定が追加
- ❑ 本規定に違反した場合は、最大20,000バーツの罰金

決議日から1ヶ月以内に配当が支払われるように、開催時期の調整、支払事務等の事前準備が必要

6-2. 配当・準備金-法定準備金に係る主な規定

法定準備金

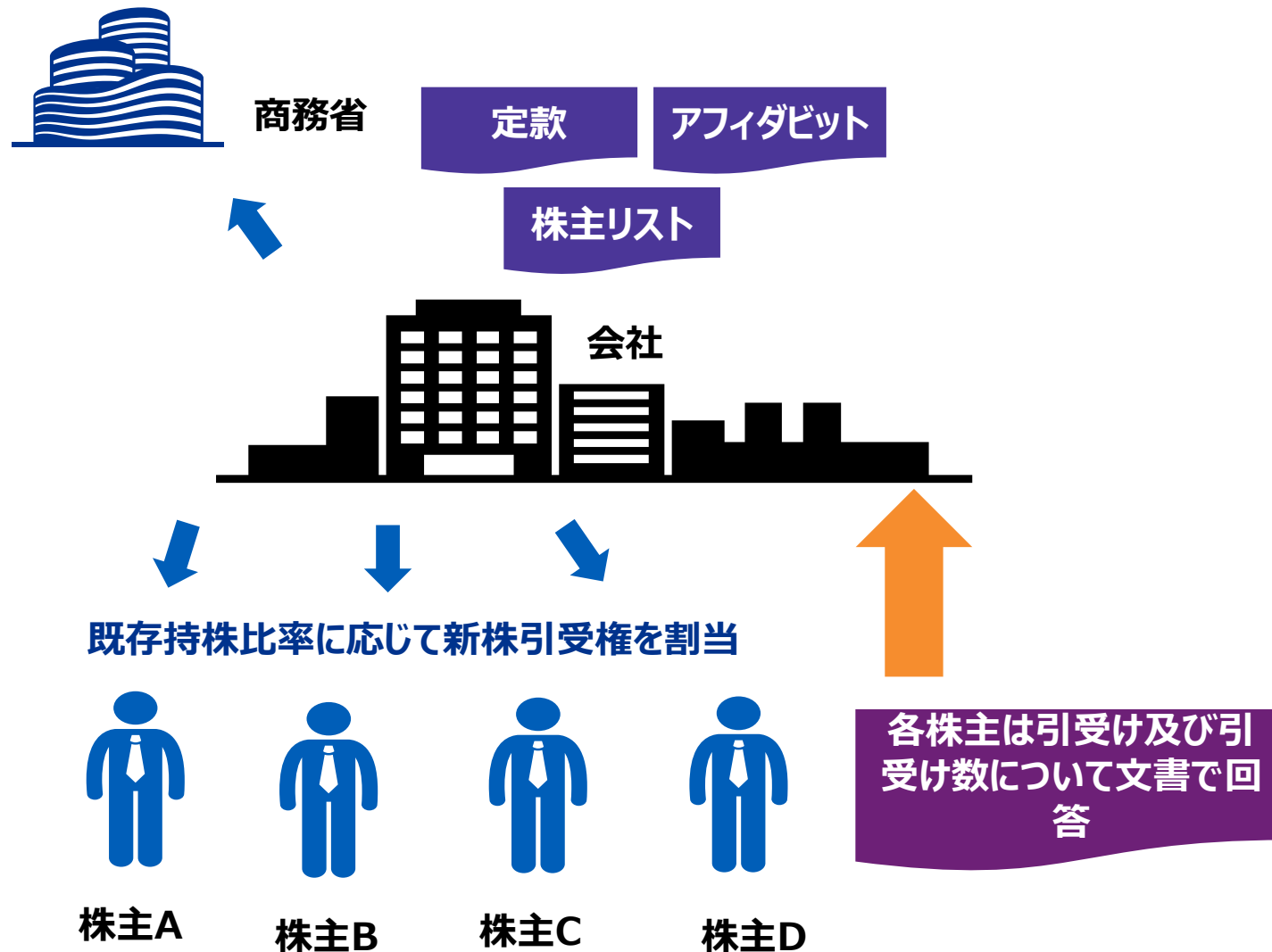
- 登録資本の1/10以上の金額に達するまで、配当の都度、利益の1/20以上を積立すること（1202条）
- この準備金の取崩や資本組入は認められておらず、会社清算時まで使用することはできないと解されている



税引前当期純利益	29,000
法人税等	(10,000)
当期純利益	19,000
前期繰越利益	5,000
当期末処分利益	24,000
期末配当	8,000

利益が何をさすか明確になっていないため、当期利益、未処分利益、配当金のいずれかの5%を積み立てることも認められている。（なお、公開会社については未処分利益の5%を積み立てることが求められている。）

7-1.増資・減資・合併・清算-増資



- ❑ 既存株主に対して、持株数に比例して新株引受権を割り当てる株主割当の方法のみが可能 (1222条)
- ❑ 増資手続
 - ① 株主総会における特別決議 (1220条)
 - ② 商務省への増資決議登記 (1228条)
 - ③ 株主への新株引受権の割当通知
 - ④ 株主による払込
 - ⑤ 商務省への基本定款等変更登記
- ❑ 新株の割当対象となる株主は、新株引受権を行使しないことも可能。(1222条)

7-2.増資・減資・合併・清算-減資・合併

減資

- ❑ 額面を引き下げる方法と株式数を減らす方法がある（1224条）
- ❑ 登録資本の3／4までしか減資できない（1225条）
- ❑ 減資手続
 - ①株主総会における特別決議（1224条）
 - ②商務省への減資決議登記（1228条）
 - ③会社債権者への通知（1226条）
 - ④会社債権者の異議申立期間（1226条）
通知日より30日間
 - ⑤株主への払戻
 - ⑥商務省への基本定款等変更登記
- ❑ 異議申立期間経過後でも、減資決議登記日後2年間は、資本の払戻を受けた株主は、善意の会社債権者に対して払戻金額の範囲内で責任を負う（1227条）

合併

- ❑ タイ会社法では、新設合併が唯一の合併の方法※
- ❑ 合併の手続
 - ①株主総会における特別決議（1238条）
 - ②商務省への合併決議登記（1239条）
 - ③会社債権者への通知・地方紙への公告（1240条）
 - ④会社債権者の異議申立期間（1240条）
通知日より60日間
 - ⑤商務省への合併の登記（1241条）
- ❑ 新会社の資本金は、被合併会社の資本金合計に等しくなる（1242条）
- ❑ 新会社は合併した会社の権利、義務を負う（1243条）

※2020年6月23日の閣議で、吸収合併を認める民商法典の改正案が承認されました。今後、議会で審議され、立法化の承認を待つことになります。

7-3.増資・減資・合併・清算-清算

解散・清算に係る主な手続	
【解散手続】	備 考
取締役会の招集通知	
取締役会の開催	
臨時株主総会の招集通知及び新聞公告	
臨時株主総会の開催（解散に係る特別決議）	
商務省への解散決議登記	特別決議の日から14日以内に行う必要がある。
解散に係る新聞広告	
解散に係る債権者への通知	特別決議の日から14日以内に行う必要がある。
【清算手続】	備 考
財務諸表の作成	
歳入局への事業終了の通知、VAT登録のキャンセル	特別決議の日から15日以内に行う必要がある。
会計監査人による監査と証明	
臨時株主総会の開催（財務諸表の承認）	解散登記後4ヶ月以内に行う必要がある。
PND50（法人税申告書）の作成、歳入局への提出	解散登記後5ヶ月以内に行う必要がある。
歳入局による税務調査	税務調査の実施時期及び期間は、歳入局の状況及び税務に係る検討事項に影響される。
最終清算レポートの作成	
臨時株主総会の開催（最終清算レポートの承認）	
商務省への清算完了登記	清算レポート承認日から14日以内に行う必要がある。

参考： 会社登記書類

アフィダビット (Affidavit)

会社登記番号、会社登記日、会社商号、取締役人数・氏名・**サイン権限**、登録資本金額、本店登記住所

株主リスト

(List of Shareholders; Form Bor Or Jor 5)

1株当たり額面、**タイ人株主・外国人株主の人数・持株数**、株主氏名・国籍・住所・持株数・払込資本金額、株式番号、株券発行日、株主として登録された日、株主でなくなった日

基本定款

(Memorandum of Association, MOA; Form Bor Or Jor 2)

基本定款登記番号（会社登記番号とは異なる）、会社商号、登録資本金額、株式総数、1株当たり額面、発起人リスト、**事業目的**等

付属定款

(Articles of Association, AOA)

株主総会や取締役会の運営規約等、会社経営上の基本的な諸規則。民商法や合併契約に従って各社各様に作成されるが、商務省の標準様式もある。

設立登記証

(Certificate of Incorporation; Form Tor Kor 0401)

会社の登記事実の証明書。原本を本社に掲示しておかなければならない。

会社設立の登記情報

(Registration of Formation of Company; Form Bor Or Jor 3)

会社登記番号、登録資本金額、株式総数、1株当たり額面、引受株式数（普通株・優先株別）、払込総額、取締役人数・氏名・職業・住所、サイン権限を有する取締役の人数・氏名、事業所の数、社印 (Company Seal)等

※上記、公式書類はすべてタイ語ですが、英語翻訳版も保持し、改定の都度英語版もアップデートすることが推奨されます。



関税の基礎

金澤 学

Associate Director, Tax

関税の基礎

- 1 関税額の計算
- 2 取引価額の評価
- 3 関税調査
- 4 安全保障輸出管理

1. 関税額の計算

課税対象

①タイ国内に輸入される物品

②タイ国外に輸出される物品

輸入品目については、幅広く関税の対象とされているが、電子部品などの産業促進の対象となっている品目について政策的に関税率が下げられているほか、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）などによりさらなる関税率の引き下げや非課税対象輸入品が増加傾向にある。輸出品目については、関税の対象が米、ゴム、木材、生糸、魚粉などに限定される。

輸入関税額の計算

$$\text{関税額} = \text{関税評価額} \times \text{税率}$$

↑ ↑
貨物の取引価額 関税率表（Tariff Code）
（原則CIF価額） 分類の決定

$$\begin{array}{lcl} \text{CIF価額} & \times & \text{関税率} = \text{輸入関税} \\ \text{CIF価額} + \text{輸入関税} + \text{物品税} & \times & \text{VAT税率} = \text{VAT} \end{array} \quad \left. \vphantom{\begin{array}{lcl} \text{CIF価額} & \times & \text{関税率} = \text{輸入関税} \\ \text{CIF価額} + \text{輸入関税} + \text{物品税} & \times & \text{VAT税率} = \text{VAT} \end{array}} \right\} \text{まとめて納付}$$

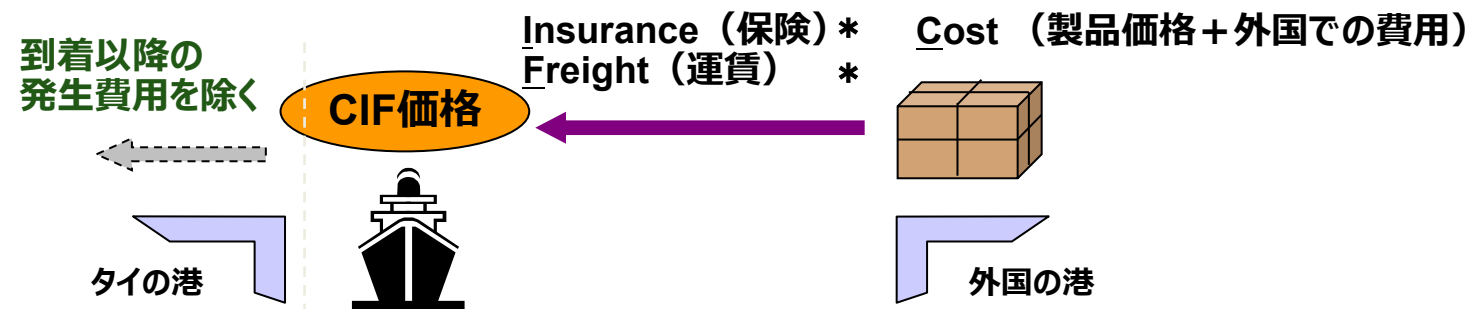
2. 取引価額の評価

取引価額法 (Transaction Value Method)

「輸入貨物の取引時に買手から売手に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格」= 現実支払価格

控除費用

- 輸入申告日後の据付け、組立、整備、技術指導に関する役務
- 輸入港到着後の運賃・保険料等
- 関税その他の課徴金



* インボイス上に含まれていない場合：

保険料 = FOB価額 × 1%

船舶運賃 = FOB価額 × 10%

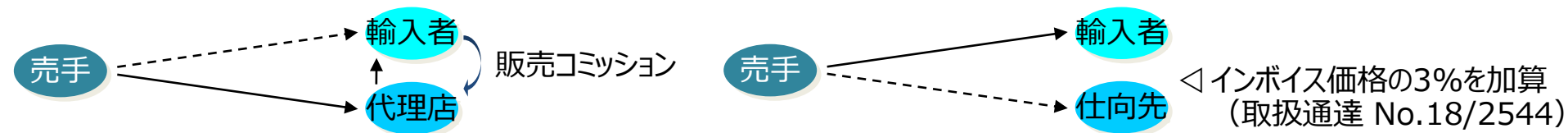
みなし加算

(取扱通達 No.35/2543)

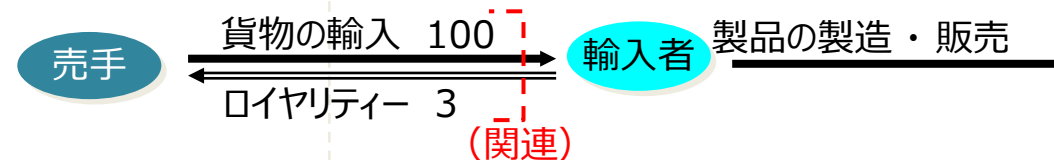
2. 取引価額の評価

現実支払価格 + 加算要素

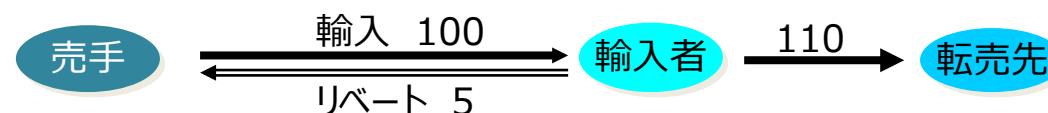
- 容器等の費用：輸入貨物と一体をなすものとして取扱われる容器の費用
- 補助品の費用：輸入貨物に組み込まれた材料、コンポーネント、部品等の費用
- 運送費その他：保険料、輸入港までの輸送費、積み下ろしその他の費用
- 支払手数料：手数料及び仲介料



- ロイヤリティ：輸入貨物に関連するロイヤリティ・ライセンス料



- リベート：輸入貨物の再販売、処分または使用により得られる収益で売手に帰属するもの



3. 関税調査

関税調査厳格化

通常の輸出入申告手続きでは、通関作業を迅速化するために、税関職員による詳細な審査がなされることはない

⇒ 徴収漏れ防止措置としての通関後検査

通関時書類の遡及的検査



物品の通関申告額の正当性

適切な関税コードの適用の是非

通関書類の整備・不備

BOI免税恩典の適用手続の妥当性

FTAによる域内関税の引き下げや様々な国との自由貿易協定の締結

⇒ 関税収入の減少

⇒ 関税徴収効率の引き上げ策を強化

最近では、関税局と歳入局の間でお互いのデータベースへのアクセスが可能となっている。これにより海外送金にかかる源泉徴収税の納税記録（PND.54）を関税局が事前に把握することが可能であり、本社からの輸入品にかかる関税と、本社に支払うロイヤリティーの関連性を関税調査において問われるケースが増えている。

3. 関税調査

よく見受けられる指摘事項

関税の問題	補足
誤ったタリフコードの使用	- ある日突然、関税局からタリフコードの誤りを指摘される可能性あり - 判断が難しいものは関税局からタリフ・ルーリングの取得や専門家を活用するのが望ましい
BOI等の輸入税の 免税恩典利用上の不備	BOIのケース The diagram illustrates the BOI (Board of Investment) case for tax exemption. It shows a flow from 'BOIから免税許可を得た原材料の数量' (Quantity of raw materials granted tax exemption by BOI) to '輸出製品の請求書・Vレポートによるカットストックの数量' (Quantity of cut stock by invoice and V-report of export products). This then flows to '製品の国内販売・転売・製造フォーミュラの差異による数量' (Quantity of difference in domestic sales, resale, and manufacturing formula of products). Finally, it flows to '原材料の手許在庫' (Raw material inventory). A bracket on the right indicates that '輸入時に免除された関税・VATを遡って納付' (Pay back the import duties and VAT that were exempted at the time of import).
FTAの利用上の不備	原産地証明の適切な管理と原産地基準の充足可否の確認
輸入規制品の輸入	例えば、以下のものを輸入許可（ライセンス）なしに輸入した場合、ペナルティが課される - 食品・医薬品・医療器具など（FDA） - 鉄鋼製品・タイヤ・家電など（TISI） - 特殊な化学品など（DFT）

3. 関税調査

よく見受けられる指摘事項（関税評価額）

関税評価額

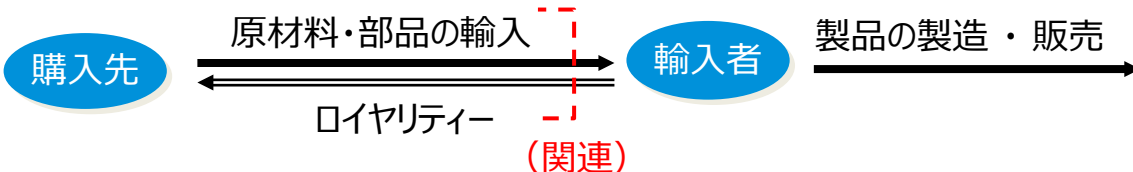
=

輸入代金（CIF）

+

輸入品に係る付随費用

（輸入物品とは別請求）

項目	内容
容器	輸入品と一体と取扱われるトレーなどの容器の費用
補助品	輸入品に組み込まれたソフトウェアや部品等の費用
手数料	輸入品の輸入の条件として支払う仲介料・コミッションなどの費用
金型費	輸入品（完成品）の製造に要した金型費用
設計費	輸入品（機械や金型など）に係る開発・設計・企画・図面などの費用
ロイヤリティ	輸入品（原材料・部品、完成品）に関連して購入先に支払うロイヤリティやブランド使用料 
移転価格調整	年度末に行われた移転価格調整（追加請求）で輸入品に係るもの

※ 関連者取引明細書 (TP Disclosure Form)、VATの自主納付申告書 (PP.36)、海外向け支払の源泉税の申告書 (PND.54)などにより、以前より関税局が海外取引に係る情報を入手しやすくなっている。

3. 関税調査

関税及びVATのペナルティ

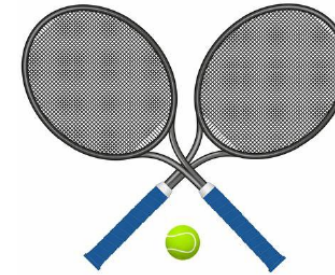
種類	要因	税目	金額	備考
ペナルティ	過少申告	輸入関税*1	不足税額の50%～400%	交渉により 軽減される場合もある
		輸入VAT	不足税額の100%	
	無申告 (密輸・ハンドキャリー)	輸入関税	(輸入物品の関税評価額 + 輸入関税 + 輸入VAT) × 400%	
		輸入VAT	不足税額の100%	
	輸入規制品に関する違反	輸入関税	500,000バーツ以下のペナルティ	
	虚偽申告・書類偽造	輸入関税	500,000バーツ以下のペナルティ	
延滞税	納付遅延	輸入関税*2	不足税額 × 1% / 月 (不足税額の100%が限度)	交渉でも 軽減されない
		輸入VAT	不足税額 × 1.5% / 月 (不足税額の100%が限度)	

*1 自主修正申告した場合、ペナルティは課されない。

*2 自主修正申告した場合、納付時期により月利0.25%から 1%の範囲で減免される。

4. 安全保障輸出管理

- 民生用及び軍事用双方に使用できる商品、ソフトウェアや技術（“デュアルユース品目”）、または、大量破壊兵器等の拡散につながりうる商品、ソフトウェアや技術についての輸出を管理する規制
- 本規定に抵触した場合、禁固刑もしくは罰金またはその両方が課される



カーボンファイバー



トリエタノールアミン



トリウム





個人所得税の 基礎

伊藤 進

Director, Tax

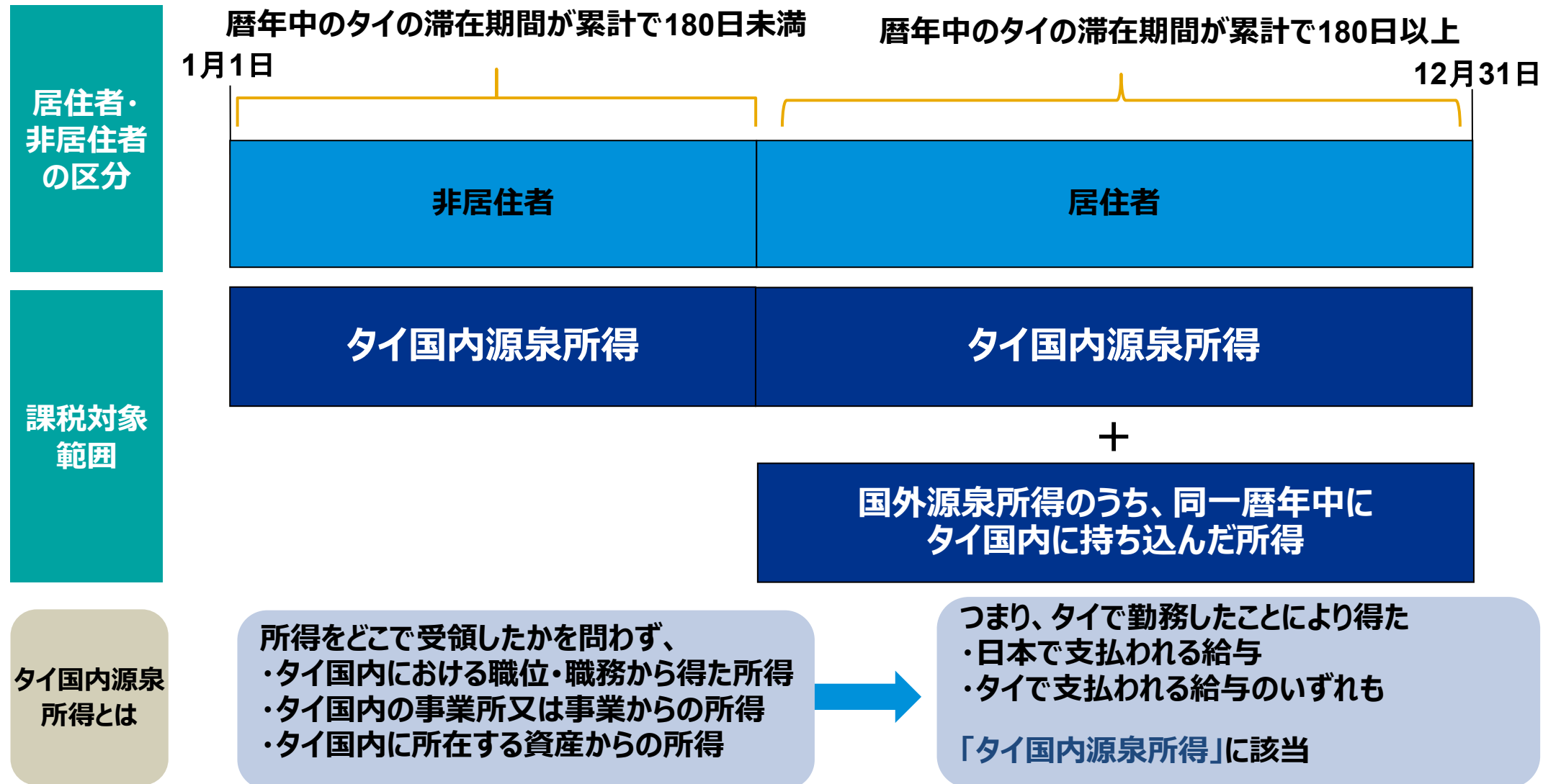
個人所得税の基礎

1. 納税義務者及び課税範囲
2. 個人所得税率
3. 課税所得の計算
4. 申告・納付手続き
5. 駐在員給与の付替

1. 納税義務者及び課税範囲



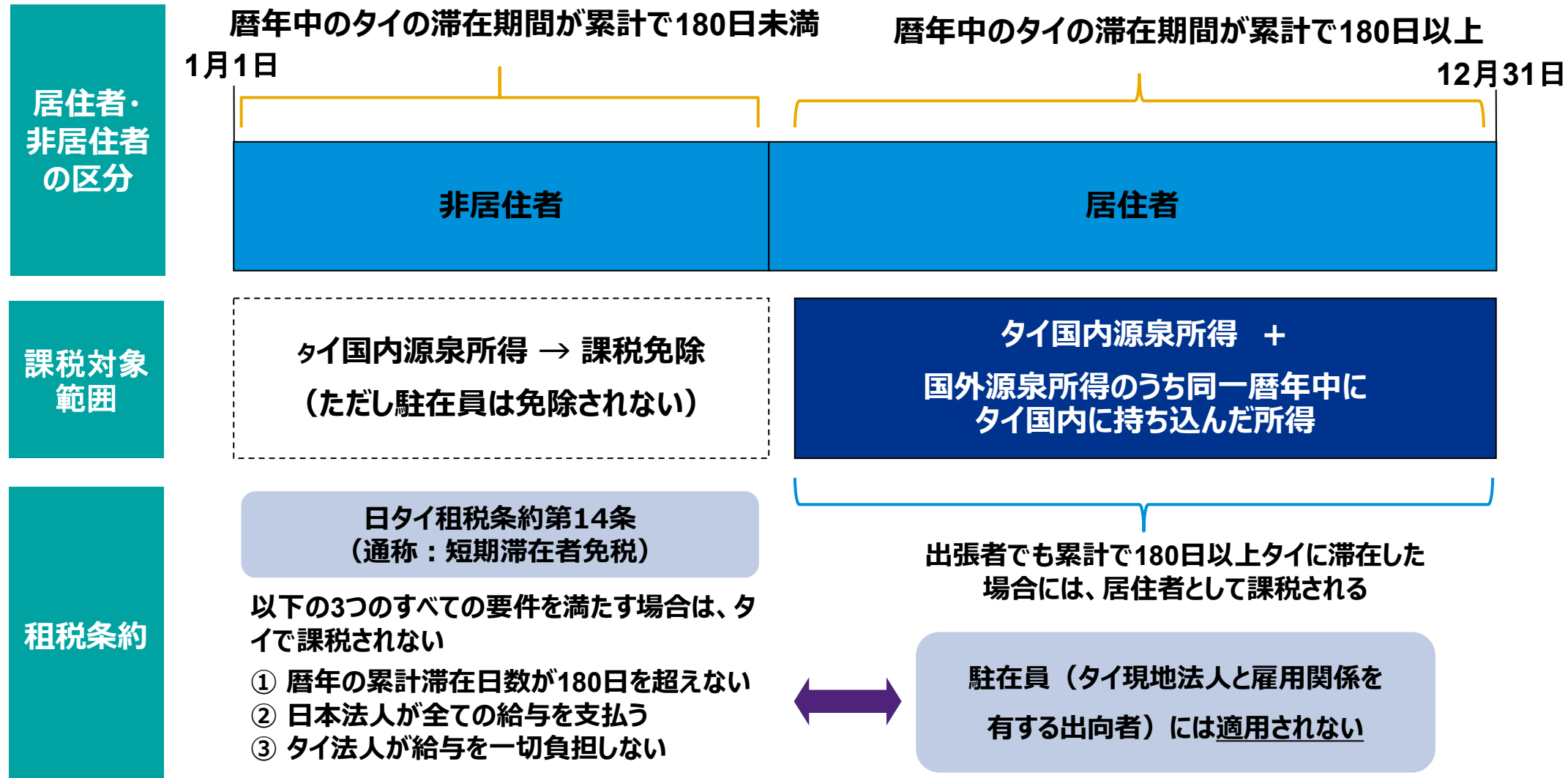
課税期間は暦年（1月1日～12月31日）



1. 納税義務者及び課税範囲



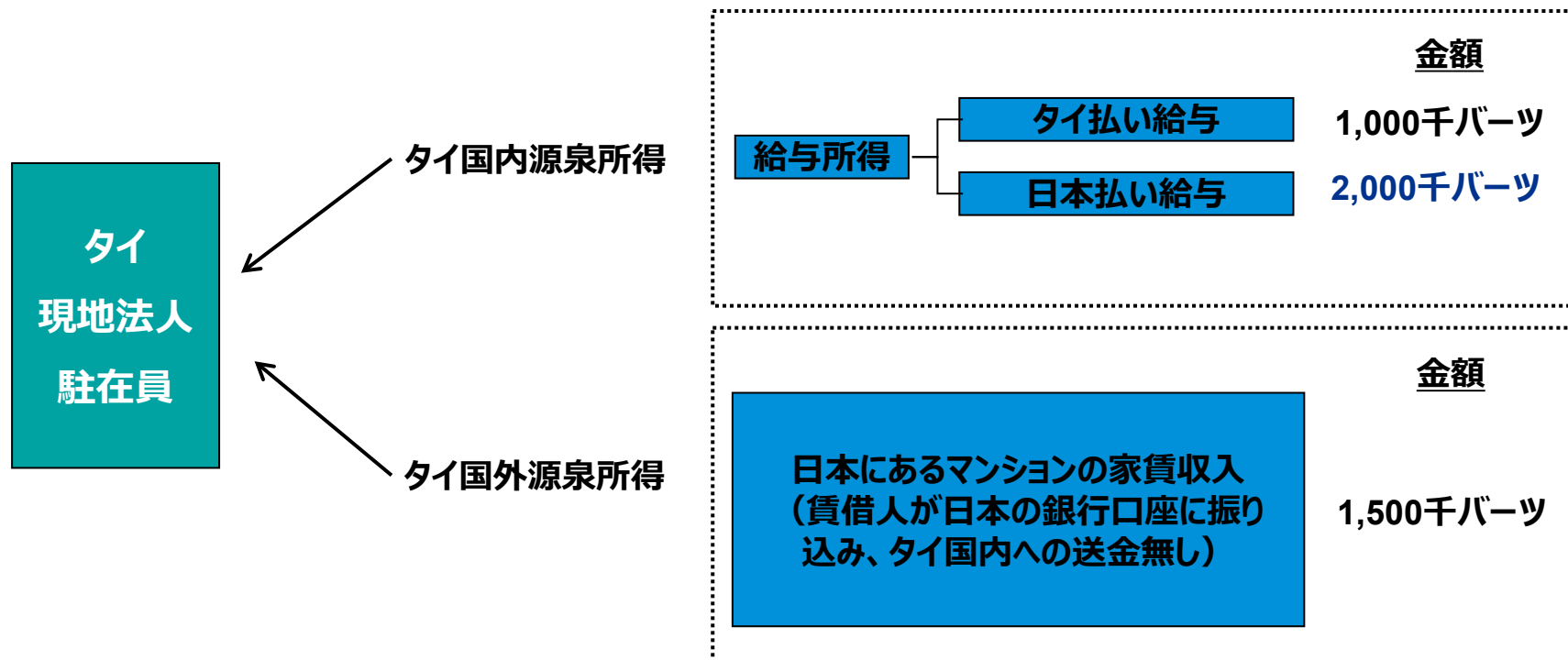
出張者でもタイで勤務する場合に、タイ国内源泉所得を有することになるが……



1. 納税義務者及び課税範囲



課税範囲の事例



	国内源泉所得	国外源泉所得	
タイ払い給与	1,000		合算申告
日本払い給与	2,000		
日本にあるマンションの家賃収入		申告不要	
課税所得	3,000千バーツ		

2. 個人所得税率



- 最高税率が35%の累進税率（所得が高くなるにつれて税率も高くなる）

課税所得（バーツ）			税率
0	～	150,000	0%
150,001	～	300,000	5%
300,001	～	500,000	10%
500,001	～	750,000	15%
750,001	～	1,000,000	20%
1,000,001	～	2,000,000	25%
2,000,001	～	5,000,000	30%
5,000,001	～		35%

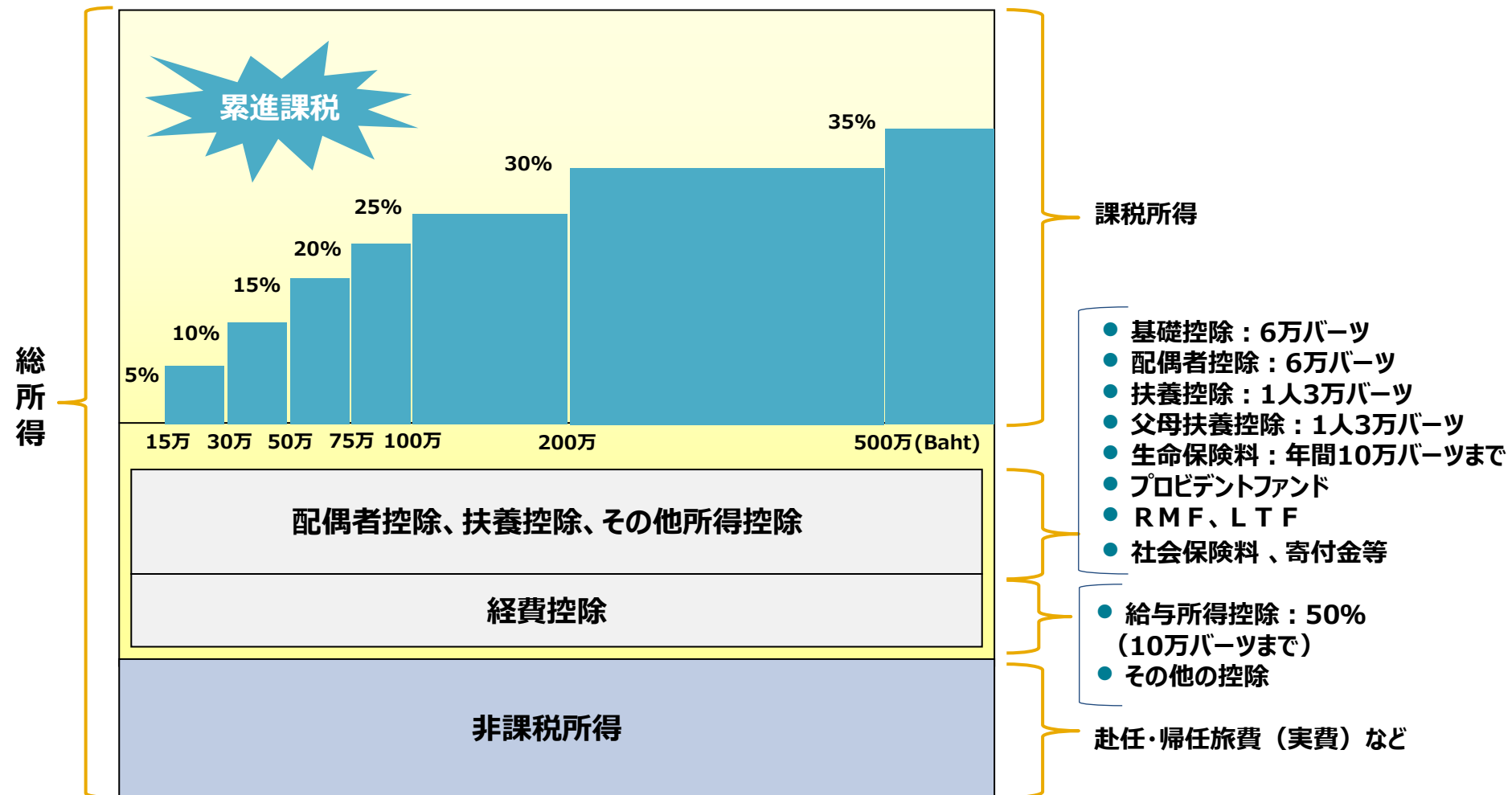
- 個人所得税は実際の年間収入（年間所得）から以下の所得控除額を差し引いた金額（課税所得）に対して上記の税率を乗じて計算される。主な所得控除は以下のとおり。

項目	所得控除額
給与所得控除	課税所得の50%（10万バーツが限度）
基礎控除	6万バーツ
配偶者控除	6万バーツ
扶養控除	子供1人につき3万バーツ （2018年1月1日以降に出産、かつその子が第2子以降である場合については6万バーツ）

3. 課税所得の計算



課税所得の計算



3. 課税所得の計算



課税所得（現物給与）

日本人駐在員給与について、日本と同等の手取り額を保証するために、タイにおける個人所得税を会社が負担する契約となっている場合、当該会社負担部分も課税所得に含まれる。

	自己負担の場合		会社負担の場合
年間額面給与	5,000,000B	会社負担	5,000,000B+X
個人所得税	▲ 1,265,000B	→	▲ X
年間手取り給与	3,735,000B		5,000,000B
課税対象所得	5,000,000B		5,000,000B+X

方程式によるグロスアップ計算が必要

$$X = (X + 5,000,000) \times 35\% - 485,000$$
$$\therefore X = 1,946,153B$$

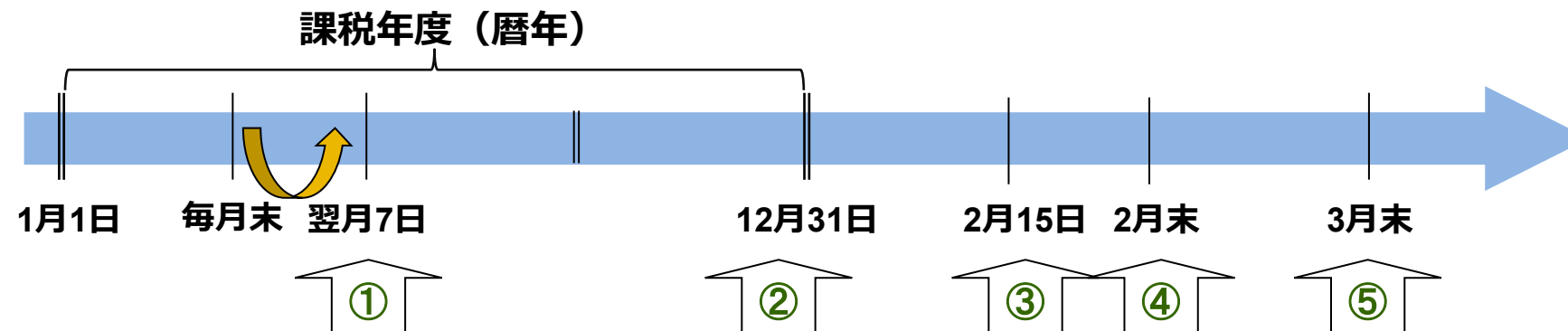
→ 6,946,153Bと算定
…コスト40%アップとなる

（注） 計算の便宜上、所得は給与所得のみで、かつ所得諸控除がないケースを前提としている。

会社負担の個人所得税が課税対象所得の対象になるのはいつか？（RC Sec 40）

- ・ その個人所得税の対象となった給与と同一年度の課税対象所得に加算する。
- ・ その税額が支払われた年度の課税対象所得に加算するのではない。

4. 申告・納付手続き



① 毎月徴収した給与等に係る源泉税を、翌月7日までに申告・納税（会社）

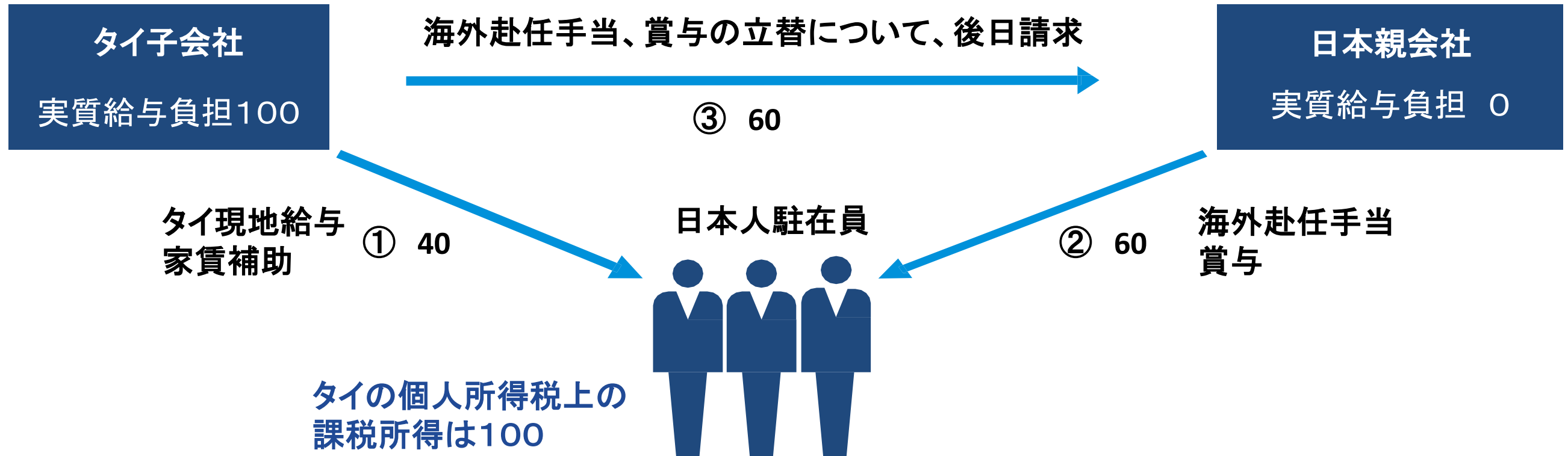
② 年末の最後に支給される給与で過不足調整（会社）
日本の人事部に日本払い給与のデータ明細依頼

③ 翌年の2月15日までに各従業員に対して源泉徴収証明書の発行（会社）
年明後、早い時期に日本払い給与のデータ収集

④ 翌年の2月末までに税務署に源泉徴収の年次報告書の提出（会社）

⑤ 翌年の3月末までに税務署に確定申告・追加納税（各個人の義務）
会社が所得税負担する場合は日本人分をまとめて納付

5. 駐在員給与の付替



- ・ 上記③の支払いは、本来単なる立替金の精算であり、源泉徴収は不要と考えられる。
- ・ 最近、税務署からの指摘事項として、③の取引は立替清算ではなく、人材派遣の役務提供であり、源泉徴収が必要であるという指摘が増えている。
- ・ 出向契約書、雇用契約書等で、日本人駐在員の立場を明確にしておく必要がある。

KPMG Institute Thailand

今後のウェブセミナーのご案内

次回

2021年10月15日（金）

**タイ時間14:00 – 15:30
（日本時間16:00 – 17:30）**

タイの会計・税務・法律の
基礎講座 ～第1回～

- 外国人事業法
- 付加価値税
- 源泉税

2021年11月19日（金）

**タイ時間14:00 – 15:45
（日本時間16:00 – 17:45）**

タイの会計・税務・法律の
基礎講座 ～第2回～

- タイ会計基準
- 会社法
- 関税
- 個人所得税

2022年1月21日（金）

**タイ時間14:00 – 15:45
（日本時間16:00 – 17:45）**

タイの会計・税務・法律の
基礎講座 ～第3回～

- 法人税
- 移転価格税制

【次回セミナー予告】

KPMG Monthly Special Academy ～タイの会計税務法律の基礎講座(第3回目)～

2022年1月21日(金) 14:00 – 15:45 (タイ時間)

時 間	項 目	講 師
14:00 – 14:05	ご挨拶	宮田
14:05 – 15:20	法人税の基礎	伊藤
15:20 – 15:25	<休憩>	
15:25 – 15:40	移転価格税制の基礎	金澤
15:40 – 15:45	まとめ	三浦



KPMG WEBセミナー

ミャンマーにおける決算期の変更及び2021年税制改正の解説

2021年11月24日（水） タイ時間 **14:00～15:15**
(ミャンマー時間 **13:30～14:45**)
(日本時間 **16:00～17:15**)

会議に参加するにはここをクリックしてください
※システムの都合上先着100名とさせていただきます。

KPMG Advisory (Myanmar) Ltd.



講師：坂本大輔

KPMG ミャンマー パートナー

dsakamoto1@kpmg.com

セミナー内容

2021年10月にミャンマー内国歳入国（IRD）がアナウンスした決算期の変更及びミャンマーの年次税制改正にあたるUnion Tax Law2021について、その概要及び留意すべきポイントについて解説いたします。



本日のセミナーにご参加頂きありがとうございました。



お問い合わせ先



三浦 一郎
COO/パートナー
(監査)

imiura@kpmg.co.th
+66 2 677 2119



宮田 一宏
パートナー
(監査)

kazuhiro@kpmg.co.th
+66 2 677 2126



中島 悠史
アソシエイトディレクター
(監査)

tshibata1@kpmg.co.th
+66 2 677 2387



伊藤 進
ディレクター
(税務)

sito@kpmg.co.th
+66 2 677 2447



金澤 学
アソシエイトディレクター
(税務)

mkanazawa1@kpmg.co.th
+66 2 677 2386



home.kpmg/th



[Twitter: @KPMG_TH](#)

[LinkedIn: linkedin.com/company/kpmg-thailand](#)

[Facebook: facebook.com/KPMGinThailand](#)

[YouTube: youtube.com/kpmginthailand](#)

[Instagram: instagram.com/kpmgthailand](#)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.